



自治・文化・経済部会資料

施策5-2-1 平等と多様性を尊重した
人権・平和施策の推進

市民文化局
令和6年5月

資料をご覧ください。上での注意事項

掲載している数値等は、5月31日（令和6年度川崎市政策評価審査委員会第3部会の開催日）時点のものであり、今後、修正・変更になる可能性があります。

施策の概要

基本政策(1層)

誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

政策(2層)

人権を尊重し共に生きる社会をつくる

施策(3層)

平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進

直接目標

平等と多様性を尊重する意識を高める

主な事務事業

人権関連事業

平和館管理運営事業

同和対策事業

外国人市民施策推進事業

子どもの権利施策推進事業

人権オンブズパーソン運営事業

平和意識普及推進事業

実施計画に位置付けた成果指標

概要 背景 取組 成果 まとめ

成果指標①		平等と多様性が尊重されていると思う市民の割合			
算出方法	市民アンケート(無作為抽出3,000人)の平等と多様性が尊重されていると思う市民(そう思う+やや思う)の割合				
指標の考え方	平等と多様性(ダイバーシティ)を尊重する意識を高めるため、人権意識の普及を推進しており、「平等と多様性が尊重されている」と思う市民の割合の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。				
指標の目標値	第1期策定時 40.6%(H27)	第1期目標 41%以上(H29)	第2期目標 41%以上(R3)	第3期目標 41%以上(R7)	
目標値の考え方	H28(2016)の実績値が第1期計画策定時より低下していることから、第2期では、まず第1期計画策定時の水準への回復、続いて更なる上昇をめざすというステップで目標達成を図ることとし、第3期においても、その水準を維持することを目標とする。				
成果指標②		他人の人権を侵害しないように配慮して日々の生活を送っている市民の割合			
算出方法	市民アンケート(無作為抽出3,000人)の人権侵害しないよう配慮して生活している市民(そうしている+ある程度そうしている)の割合				
指標の考え方	市の人権施策は、市民の日々の意識や行動に影響を与えるため、他人の人権を侵害しないように配慮して日々の生活を送っている市民の割合の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。				
指標の目標値	第3期策定時 87.4%(R3) ※第3期実施計画から新たに設定	第1期目標 —	第2期目標 —	第3期目標 91%以上(R7)	
目標値の考え方	R3(2021)に実施した市民アンケートに基づき、啓発等の各人権施策について、手法を検討しつつ効果的に実施していくことにより、引き続き高い水準を維持していくことを目標とする。				



実施計画に位置付けた成果指標

概要

背景

取組

成果

まとめ

成果指標③

子どもの権利に関する条例の認知度(子ども)

算出方法	「子どもの権利に関する実態・意識調査」(無作為抽出 子ども2,100人)の「条例を知っている」「聞いたことがあるが内容がわからない」を合わせた回答者数/全回答者数×100(%)			
指標の考え方	子どもの権利の保障に向け、市民の意識の向上や子どもの参加の促進などの取組を推進しており、条例認知度の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。			
指標の目標値	第1期策定時 45.0%(H26)	第1期目標 47%以上(H29)	第2期目標 52%以上(R2)	第3期目標 55%以上(R7)
目標値の考え方	H23(2011)以降の認知度は上昇傾向にあるが、更なる取組を推進することにより年約1%増を目標値として設定する。【第2期実施計画策定時】※H29(2017)の実績を踏まえ、目標値を変更・第2期:50%→52%			

成果指標④

子どもの権利に関する条例の認知度(大人)

算出方法	「子どもの権利に関する実態・意識調査」(無作為抽出 大人900人)の「条例を知っている」「聞いたことがあるが内容がわからない」を合わせた回答者数/全回答者数×100(%)			
指標の考え方	子どもの権利の保障に向け、市民の意識の向上や子どもの参加の促進などの取組を推進しており、条例認知度の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。			
指標の目標値	第1期策定時 31.9%(H26)	第1期目標 33%以上(H29)	第2期目標 41%以上(R3)	第3期目標 44%以上(R7)
目標値の考え方	H23(2011)以降の認知度は上昇傾向にあるが、更なる取組を推進することにより年約1%増を目標値として設定する。【第2期実施計画策定時】※H29(2017)の実績を踏まえ、目標値を変更・第2期:36%→41%・第3期40%→44%			

人権尊重のまちづくりに向けた歴史的経過

概要 背景 取組 成果 まとめ

- 市の南部・臨海地域は、戦前より大企業とその関連企業で働くため、日本各地や、さらに朝鮮半島をはじめとする海外から多くの人に移住し、地域に根づいて多様な文化が交流する「多文化のまち」へと発展しました。
- 北西部の多摩丘陵部等での宅地開発や、1990年代以降、経済活動のグローバル化が進展する中でJR南武線沿いに世界的なIT関連企業や研究開発施設等が数多く立地するとともに、再開発が進む過程で、様々な国から在留資格も多様な人々が来日し、地域で生活する外国人市民が増加しました。

時期	人権尊重のまちづくりに向けた経過
平成12(2000)年	「川崎市人権施策推進指針」策定、「川崎市子どもの権利に関する条例」制定
平成13(2001)年	「川崎市人権オンブズパーソン条例」制定
平成17(2005)年	「川崎市多文化共生社会推進指針」策定(以後平成20(2008)年、平成27(2015)年、令和6(2024)年改定)
平成19(2007)年	「川崎市人権施策推進基本計画」策定
平成27(2015)年	「川崎市人権施策推進基本計画『人権かわさきイニシアチブ』」策定
令和元(2019)年	「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」制定
令和4(2022)年	「川崎市人権施策推進基本計画・第1期実施計画『人権かわさきイニシアチブ』」策定

条例に基づき

全ての市民が不当な差別を受けることがなく、個人として尊重され
生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例について

概要 背景 取組 成果 まとめ

- 全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進するため、人権全般を見据えた幅広い条例として令和元(2019)年に制定しました。
- 人権教育・人権啓発・人権相談など、人権にかかわる市の全ての施策・事業の根拠となるものです。



条例はどのような構成になっていますか？

この条例は、人権全般を見据えた幅広い条例として、前文、本則5章建て24箇条及び附則で構成され、「不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進」と「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」の2つの柱があります。

不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進

人権全般を対象とし、不当な差別のない人権尊重のまちづくりを推進するための人権に関する施策の内容等について定めています。

不当な差別的取扱いの禁止

人権教育及び人権啓発

人権侵害による被害に係る支援

情報の収集及び調査研究

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

国の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号。以下「差別的言動解消法」という。）」の規定に基づき、本市の実情に応じた施策の内容等について定めています。

公の施設の利用許可等の基準

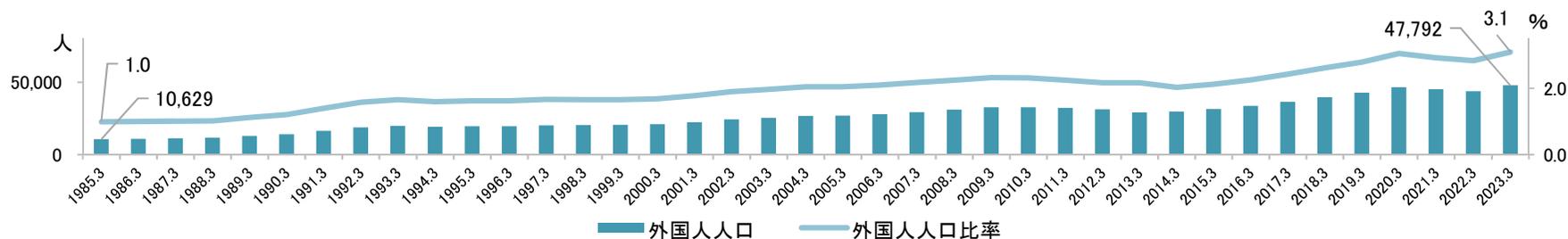
インターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表

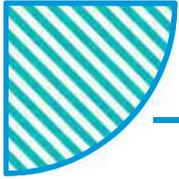


外国人市民施策・多文化共生について

- 本市では、1970年代から、外国人市民が国籍や文化、言語の違いなどによって社会的な不利益を受けないよう、諸制度の改善を図るとともに、あわせて教育・啓発等の取組を進めてきました。
- 1996(平成8)年に外国人市民の市政参加を推進することを目的とし、「川崎市外国人市民代表者会議」を条例で設置し、2005(平成17)年には国に先駆けて外国人市民施策の基本理念となる基本方針として「川崎市多文化共生社会推進指針」を策定し、その後2008(平成20)、2015(平成27)、2024(令和6)年に改定しながら国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現に向けた取組を推進しています。
- 令和5年12月末日現在の外国人住民人口は50,794人、人口比率は3.29%を占め、出身の国・地域のは数は145にのぼります。
- 多様な文化的背景を持つ外国人市民が、地域の一員として共に心豊かに暮らしていける地域社会をつくるため、外国人市民を取り巻く環境の変化を的確に捉えながら、多文化共生社会の実現に向けた取組を推進する必要があります。国籍や民族、文化の違いを豊かさとして活かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことのできる「多文化共生社会」の実現に向けた取組を推進する必要があります。

外国人住民人口の推移(1985(昭和60)～2023(令和5)年)





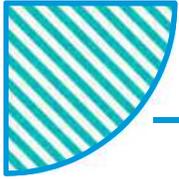
子どもの権利に関する条例制定の背景

条例制定の背景と取組

- 1990年代当時の川崎市の子どもたちの状況として体罰や家庭、施設内の虐待、不登校の増加、校内暴力など多くの問題を抱えており、当時の市民意識調査では「子どもの守られる権利」、「育つ権利」の保障が不十分と考えている市民が4割に達していました。
- 以上のような状況において、本市では地域での子どもたちの教育について市民参加の土壌がつくられ、子どもは権利の主体であるという「児童の権利に関する条約」の理念を踏まえた条例制定の機運が高まってきました。これらを背景とし、行政、研究者、子どもを含めた市民等による会議や集会を経て、子どもを権利の主体とした「子どもの権利に関する条例」を全国で初めて制定することにつながりました。
- 条例施行後、権利侵害に関して簡易に安心して相談や救済の申立てができる「人権オンブズパーソン」の設置や、子どもが自分の責任で自由に遊び、学び、つくり続けていく子どもの居場所・活動拠点となる「子ども夢パーク」を開設するなど、条例に基づく取組を進めています。

時期	主なできごと
平成元(1989)年11月20日	児童の権利に関する条約が国連総会で採択
平成6(1994)年	同条約を日本が批准
平成10(1998)年9月~平成12(2000年)12月	条例制定へ向け200回以上の会議や市民集会等を開催
平成13(2001)年4月	条例施行
平成13(2001)年6月	川崎市人権オンブズパーソンを設置
平成15(2003)年7月	川崎市子ども夢パークを開設





平和意識の普及に関する歴史的経過

概要 背景 取組 成果 まとめ

- 昭和20年8月に広島及び長崎に人類史上初の原子爆弾が投下されました。
- 川崎市も同じ年の4月15日をはじめ十数回にわたる空襲で壊滅的な被害を受けました。
- 川崎市は昭和57年に他の政令指定都市に先駆け、非核三原則の完全実施、核兵器の廃絶及び軍縮を世界に求める「核兵器廃絶平和都市宣言」を行いました。
- 「核兵器廃絶平和都市宣言」の理念を継承し、平和意識の普及に向けた取組を進めることが必要です。
- また、戦後79年が経過した今、原爆や戦争の被害等を後世に伝え、平和の大切さと平和を尊重する意識向上を図っていく必要があります。

時期	出来事
昭和20(1945)年	広島・長崎への原爆投下・川崎市内も空爆の被害
平成57(1982)年	核兵器廃絶平和都市宣言 告示
昭和58(1983)年	中原平和公園 開園 (米軍出版センター跡地)
平成4(1992)年	川崎市平和館 開設
平成30(2018)年	ヒバクシャ国際署名に署名



人権条例に基づく主な取組について

概要 / 背景 / **取組** / 成果 / まとめ

- 条例に基づき、人権全般についてさまざまな取組を実施しました。

かわさき人権フェア



人権尊重の理念普及を図るため、沖縄、アイヌ、朝鮮の音楽演奏やパラスポーツ体験コーナー等を実施

【参加者数 R4:605人 R5:1,460人】

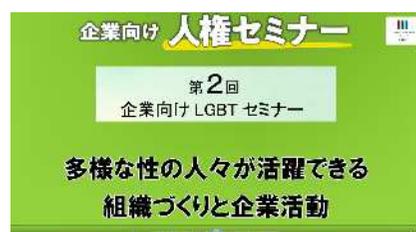
川崎市人権学校



様々な人権課題に対する正しい知識の普及を図るための講演会を実施

啓発イベントの実施

企業向け人権セミナー



【参加企業数 R4:114 R5:119】

めぐみちゃん写真展



拉致問題について理解を深め関心を持ち続けてもらうことを目的に写真展を実施

【写真展開催数 R4:11会場 R5:13会場】

Kawasaki Youth Meeting



拉致問題について、主に若年層の関心を高めることを目的とした講演・発表会を実施

【講演会開催数 R4:1回 R5:1回】

人権相談の実施

電話やメールで相談を受付



【相談件数 R4:202件 R5:243件】

インターネット上の差別的投稿の削除要請

条例の要件に該当する本邦外出身者に対する不当な差別的言動について、附属機関の意見を聴いた上でプロバイダ等へ削除要請



【相談件数 R4:28件 R5:198件】

啓発情報の発信

啓発冊子の作成・配布



外国人市民施策・多文化共生について

概要 背景 取組 成果 まとめ

川崎市多文化共生社会推進指針に基づく施策の推進

第2回改定(平成27年)以降の外国人市民のさらなる増加と多様化、平成30年の出入国管理及び難民認定法改正による「特定技能」の創設や「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」など国における取組の本格化、本市においては令和元年の川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例制定や多文化共生総合相談ワンストップセンターの設置(令和元年)などの新たな取組の開始といった社会情勢の変化を踏まえ、外国人市民意識実態調査、多文化共生社会推進協議会からの報告等を踏まえ、本市の多文化共生社会の実現に向けた具体的な推進内容を更新するため、令和6年3月に3回目となる改定を行いました。

●多文化共生社会推進指針の改定

<主な改定の内容>

- 新たに位置付けた取組
 - ・川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例の適切な運用
 - ・かわさき多文化共生プラザの開設・川崎市地域日本語教育推進方針の位置付け
 - ・ICT、〈やさしい日本語〉の活用の推進
- 拡充を図る取組
 - ・在留管理制度への理解の促進、避難所運営に外国人市民が参加しやすい環境づくり など

●市民向けの広報資料の多言語化の推進

多言語で作成された広報資料の延べ種類言語数 R4:558言語、R5:560言語

●附属機関 多文化共生社会推進協議会の開催(R4:6回、R5:5回)

川崎市外国人市民代表者会議

●外国人市民代表者会議の運営(R4:9回、R5:9回)

- ・ニューズレター発行(R4:8言語で3回、計15,000部、R5:8言語で3回、計12,900部)※目標として毎年15,000部発行を目指していたが、ペーパーレスの取組として、R5から2,100部削減し、HPへの掲載や多文化共生推進課SNSでの発信など情報発信を電子化→SNSフォロワー数:1年間でXで約250人、フェイスブックで420人増
- ・オープン会議形式での臨時会を開催(参加者 R4:目標100人、実績60人、R5:目標100人、実績62人)

●代表者会議の提言と本市取組状況

- ・調査審議した結果を市長に報告し、特に重要なものを「提言」として要望
- ・第13期までに55(124項目)の提言
- ・提言の達成度:86.3%2023(令和5)年10月1日現在
提言の例:区役所・市民館・図書館への外国人市民情報コーナーの設置
日本語を母語としない子どもの義務教育終了後の進学支援
〈やさしい日本語〉ガイドラインの作成



↑第14期代表者



←市長への年次報告
(2023(令和5)年4月21日)

子どもの権利に関する取組について

概要 / 背景 / **取組** / 成果 / まとめ

川崎市子どもの権利に関する条例に基づき、普及や実現に向けた取組を実施しています。

子どもの権利条例に基づく主な取組

第7次子どもの権利に関する行動計画

- ・子どもに関する施策の推進に際し、子どもの権利保障が総合的かつ計画的に図られるために策定しています。
- ・令和4年度には「第7次子どもの権利に関する行動計画」を策定、令和5年度から計画に基づく進捗管理を開始しています。

子どもの権利の日のつどい

- ・「かわさき子どもの権利の日のつどい」を開催し、市民等に広く子どもの権利について周知しました。
- ・令和5年度は「子育てパトーク」のトークセッションを企画し、子育て世代を中心とした大人世代に向けて子どもの権利の周知に取り組みました。

条例パンフレット等の作成・配布

- ・県立、私立を含む市内小・中・高等学校、特別支援学校の全児童・生徒にリーフレットを配布
- ・小学校入学説明会で保護者にリーフレットを配布
- ・おとな向け情報誌「Titti(ちっち)」を配布等、合計269,643部を配布しました。

講師派遣事業

- ・令和5年度には研修の場を親子映画会や民生委員、地域教育会議等に積極的に拡大した結果、参加人数を大幅に増加させることができました。
- (令和4年度:424人→令和5年度:4,801人(見込み))

子どもの権利×うんこドリル

- ・市民を巻き込んだワークショップを行い、市民の体験談をもとに子どもの権利を身近に楽しく学ぶことのできる「子どもの権利×うんこドリル」を作成しました。令和6年度からは市民によるワークショップができるよう、ドリルを活用して、子どもの権利についての啓発に取り組みます。



11月20日はかわさき子どもの権利の日



平和意識普及推進及び平和館の主な取組について

概要 / 背景 / **取組** / 成果 / まとめ

- 平和施策を推進するため、様々な取組を実施しました。

平和を語る市民のつどい

戦争体験の次世代の継承や、平和な地域社会の実現に向けた意識高揚等を目的として、講演会や中学生による討論・発表等を実施



【参加者数 R4:目標160人 実績756人 R5:目標160人 実績121人】

川崎大空襲記録展



【特別展等の開催回数 R4:9回 R5:9回】

企画展



【戦争以外の平和を阻むものをテーマとした 企画展開催数 R4:9回 R5:9回】

その他の取組

原爆の日の黙とう協力の呼びかけ

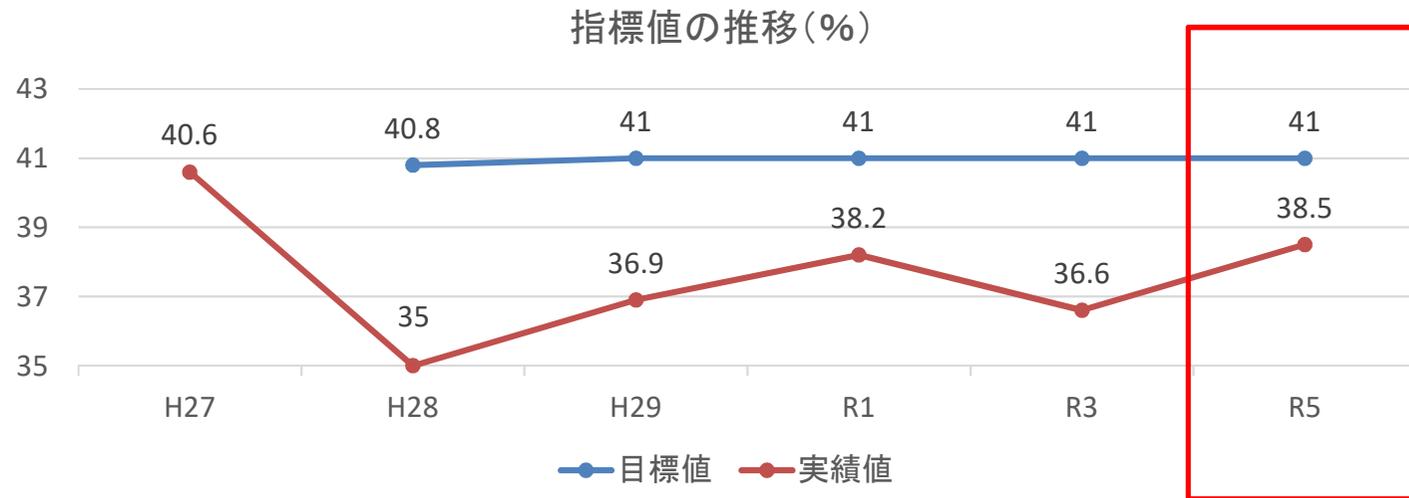
平和推進補助金の交付を通じた平和活動への意識啓発や支援

巡回平和展の開催

平和都市宣言パネルの掲出

成果指標①の達成状況(目標未達成)

平等と多様性が尊重されていると思う市民の割合(%)



「平等と多様性が尊重されていると思う市民の割合」は、第1期実施計画策定時(平成27年度)の値を一度も上回ったことはありませんが、平成28年度以降は上昇傾向にあります。なお、この調査は平成29年以降、隔年で実施しています。

成果指標①の成果分析

概要 / 背景 / 取組 / **成果** / まとめ

この成果指標が有する傾向

平等と多様性が尊重されていると思う市民が増えるよう、市は、様々な取組を行ってます。しかし、人権というものの特性上、市民の人権意識は、市の取組以外の様々な外的要因から影響を受け、それが成果指標(アンケート結果)にも反映されている可能性があります。

マイナス
要因の例

芸能界の性暴力
などの報道

有名人・一般人を問わ
ないSNSでの誹謗中傷

インターネットの情報拡散は市域(市境)を越える

そもそも人権問題に市域(市境)は関係ない

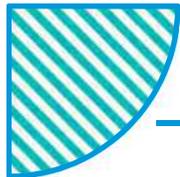


川崎市内で起きたことに限らず、様々な情報に触れることで、川崎市民が「人権があまり尊重されていない社会だ」と感じ、その感覚でアンケートに回答している可能性があります。

回答ごとの年代分布、居住地分布

「平等と多様性が尊重されていると思う」、「どちらとも思わない」、「思わない」、それぞれの回答グループについて、特定の年代や居住地に回答が偏ることはありませんでした。さらに、試みに、年代別、居住地別のクロス集計をかけ、回答分布を確認しましたが、顕著な差は認められませんでした。

引き続き、人権課題毎に対象や手法を検討して、効果的な啓発を行っていくことが必要です。



成果指標②の達成状況(目標未達成)

概要 / 背景 / 取組 / **成果** / まとめ

他人の人権を侵害しないように配慮して日々の生活を送っている市民の割合(%)

	令和3年度	令和5年度
目標値	—	89. 2
実績値	87. 4	87. 6

「他人の人権を侵害しないように配慮して日々の生活を送っている市民の割合」は、第3期実施計画策定時(令和3年度)から追加された指標ですが、令和5年度は前回に比べ、上昇傾向にあるものの、目標値には及びませんでした。なお、この調査は隔年で実施しています。



成果指標②の成果分析

他人の人権を侵害しないように配慮して日々の生活を送っている市民の割合が目標未達成である理由・状況の分析

このアンケート項目に寄せられた主な自由意見

「(配慮した生活をしている・していないの)どちらでもない」を選んだ人

- (外国人やLGBTの人などとの)接点がない
- 相手の事を知らない状態では差別も人権侵害もない
- ことさら気にしたことはない。自分がされていやな事は他人にもしない。そうやって育てられた上、それでいいと思っている。
- 人権侵害しようと思わないが、必ずできるとは思えない。
- 人権侵害しないように行動しようとは思っている。
- どんな人に対しても、傷つけようと考えたことはなく、意識もしていないから。
- 自分としてはそのつもりでもまわりからはどう見えているかわからない為、気づかないうちに侵害している可能性はある
- 他人の人権を気にする機会が無い。

「(配慮した生活を)あまりしていない」を選んだ人

- 自分が嫌がらせを受けているので心に余裕がなくなった
- 気にしないようにしている。

「(配慮した生活を)全くしていない」を選んだ人

- もともと意識をしていない。
- 意識せずとも当然のことだと思う

自由意見などをもとにした分析結果

- 人権は、自分にとって問題が生じない限り、特に意識しないで生活できる特性がある(空気や健康と似ている)。
- 「人権は、(守って当たり前だから)意識して守るようなものではない」として、本設問に消極的な回答をした方もいる。
- 「自分は人権侵害をしないように強く意識して生きている」という人でないと、「そうしている」「ある程度そうしている」という回答を選んでもくれない可能性がある。
- 自分としては人権に配慮しているつもりの人でも、無意識に人権侵害を引き起こしている可能性もある。



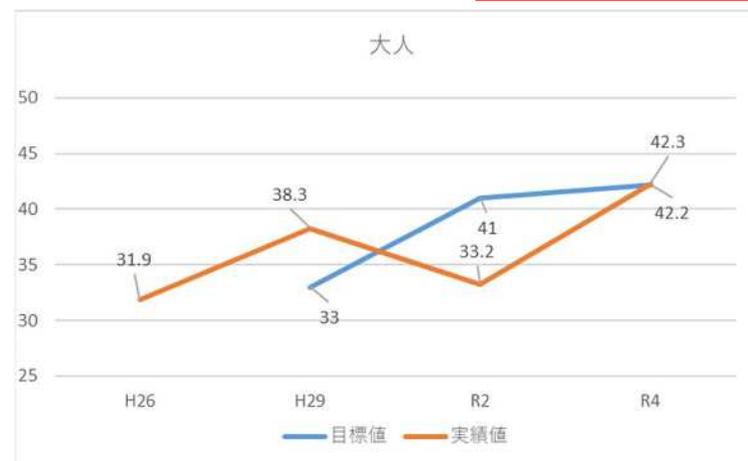
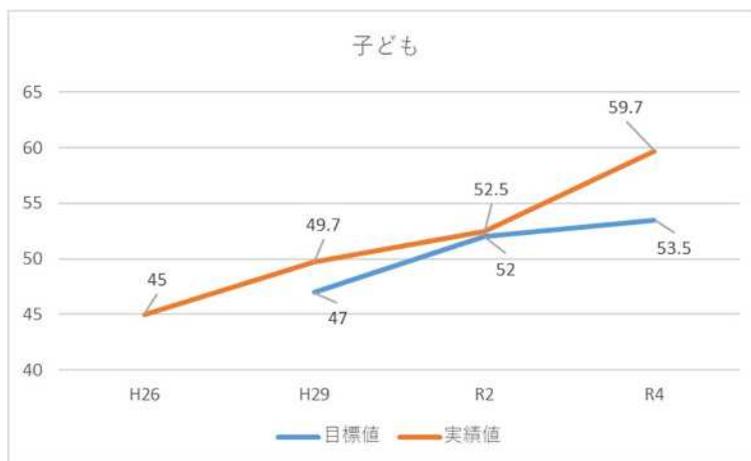
人権に関心がない方に対する啓発など、川崎市の人権意識を全体的に底上げすることが必要です。

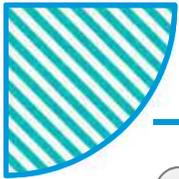
成果指標③及び④の達成状況(目標達成)

子どもの権利に関する条例の認知度(%)

- 平成29年度以降、子どもの権利に関する実態・意識調査を2～3年毎に実施しており、条例の認知度は子ども・大人のいずれにおいても概ね順調に目標値を達成しています。
- このため、令和2年度以降の目標値の上方修正を行っています。

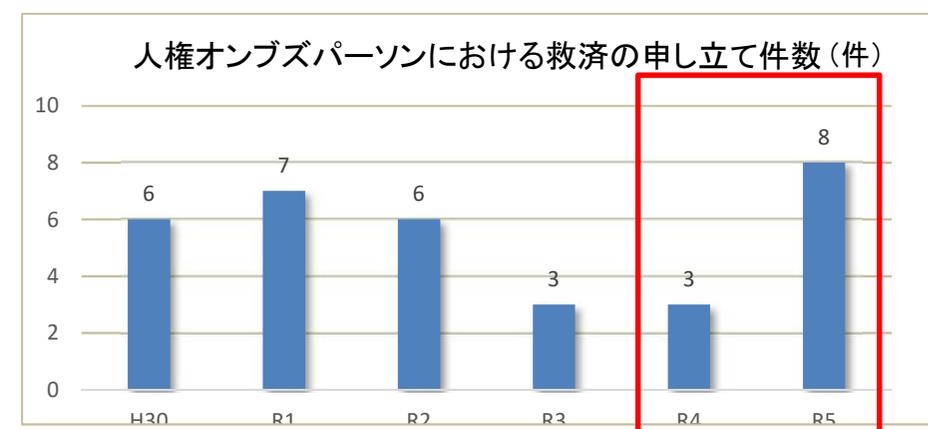
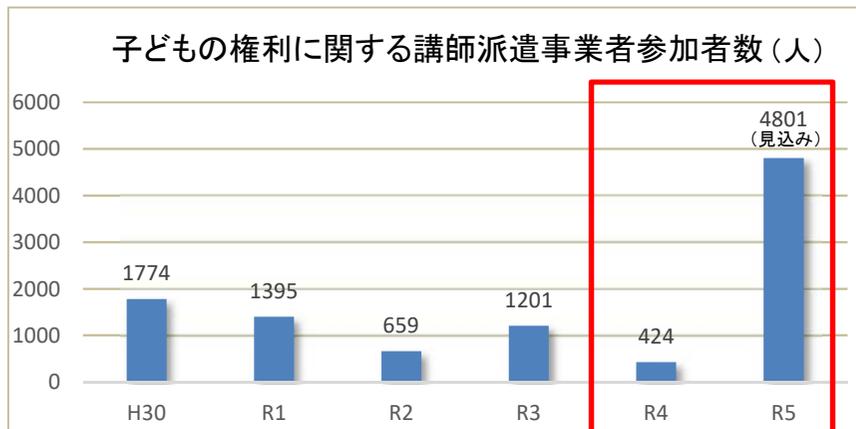
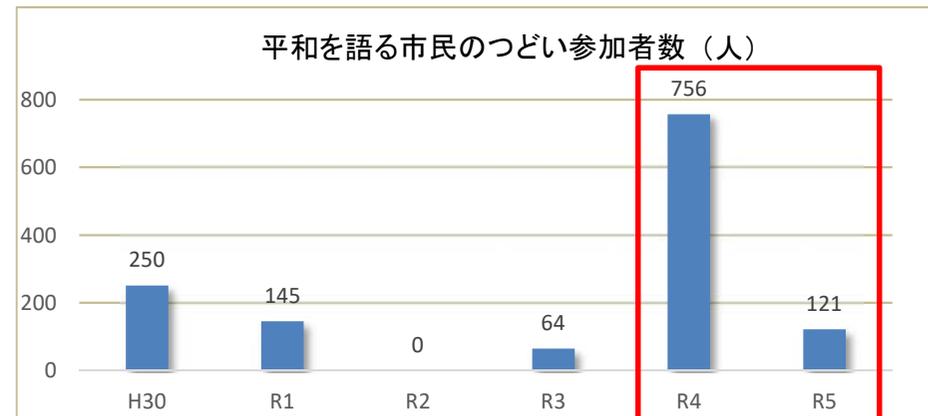
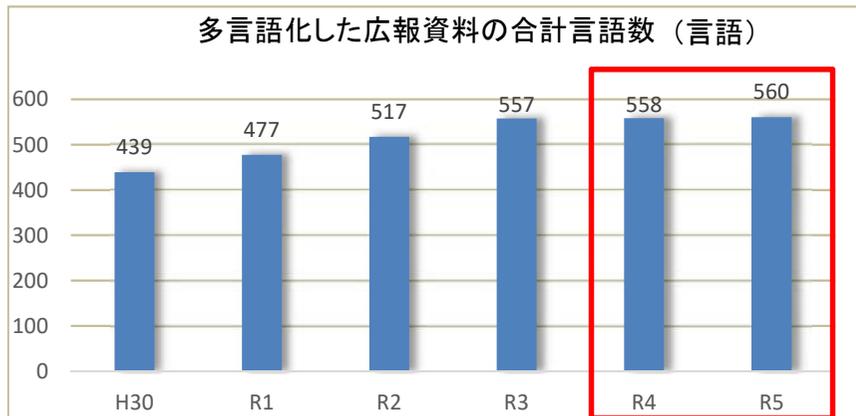
		平成26年度	平成29年度	令和2年度	令和4年度
子ども	目標値	—	47	50→52	53.5
	実績値	45	49.7	52.5	59.7
大人	目標値	—	33	36→41	37.6→42.2
	実績値	31.9	38.3	33.2	42.3





その他成果(数値で把握できる補足指標)

- 多言語化した広報資料の合計言語数
- 平和を語る市民のつどい参加者数
- 子どもの権利に関する講師派遣事業者参加人数
- 人権オンブズパーソンにおける救済の申し立て受付件数



その他成果(定性的な成果)

●全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進することを理念とした「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に基づき、令和4年3月に策定された「川崎市人権施策推進基本計画・第1期実施計画」の下で、専門の相談員による人権相談やインターネット上の本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組などを実施したことにより、市民、事業者、市が共に考え、取り組む人権尊重のまちづくりが進められています。

●子どもの権利委員会から意見を聴く等しながら、令和4年度に「第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画」を策定しました。計画に基づき、子どもの権利保障の視点から施策の実施と見直しを行い、子どもの権利条例の理念が庁内外に根付くことにつながっています。

●外国人市民が多く住む市南部における相談支援体制の充実に向けた新たな拠点として、「かわさき多文化共生プラザ」の整備について取組を進めました。

令和6年3月1日には、7月上旬の本格オープン、対面相談開始に先立ち、電話相談等の一部機能を先行実施したことで、外国人市民が安全・安心に生活するために必要な情報提供や支援体制の拡充が図られました。

施策の進捗状況

概要 / 背景 / 取組 / 成果 / まとめ

施策の進捗状況

A 順調に推移している(目標を達成している)

理由

- ① 「平等と多様性が尊重されていると思う市民の割合」及び「他人の人権を侵害しないように配慮して日々の生活を送っている市民の割合」は目標には達しなかったものの、前回の調査より上昇しています。また、子どもの権利に関する条例の認知度については目標を達成しました。「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に基づく取組を着実に推進したことや「第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画」を策定したこと等も踏まえると、順調に進捗しているものと評価できます。
- ② 「外国人市民施策推進事業」については、代表者会議ニュースレター発行数及び外国人市民代表者会議オープン会議の参加者が目標に達しませんでした。ニュースレターはペーパーレスの取組の一環として、紙資料の削減と同時に情報発信の電子化による幅広い普及にも努めており、SNSのフォロワー数は増加するなど代表者会議や多文化共生施策の認知度向上の取組に進展がありました。オープン会議の参加者数の増加に向けては、広報をさらに強化・工夫することで目標値を達成するよう取組を進めます。
- ③ 「平和意識普及推進事業」については、「平和を語る市民のつどい」の企画内容・実施時期などの要因から、令和5年度のオンライン視聴者を含む参加者数は目標に達しませんでした。動画をアーカイブし、次年度も市内の公立中学校での視聴が見込める環境を整えたことにより、年度を超えた平和意識の普及につなげていくためのレガシーとしたことから、一定の進捗があったと考えられます。その他の事業についてはほぼ目標どおりに達成しています。

【施策の進捗状況区分】

A 順調に推移している(目標を達成してる)、B 一定の進捗がある(目標達成に向けて進捗している)

C 進捗が遅れている(目標達成が遅れる可能性がある)、D 進捗は大幅に遅れている(目標達成が難しい可能性がある)

施策の今後の方向性

概要 / 背景 / 取組 / 成果 / まとめ

今後の方向性

Ⅱ 概ね効果的な構成である(一部見直し等の余地がある)

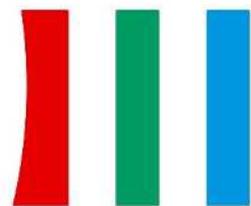
理由

- ① 人権・平和施策は、日頃の地道な取組の積み重ねによって、中長期的な成果につながっていくものであり、これまで積み上げてきた各事業の構成や方向性は今後も維持することが必要であると考えています。
- ② 成果指標の「平等と多様性が尊重されていると思う市民の割合」及び「他人の人権を侵害しないように配慮して日々の生活を送っている市民の割合」の目標達成に向け、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に基づき、外的要因の影響や人権に関心がない方の存在を考慮した上で、手法や実施内容の改善を図りながら、更なる啓発活動や人権施策を実施していきます。
- ③ 成果指標の「子どもの権利に関する条例の認知度」は、令和7年度も目標を達成できるよう、「第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画」に基づいた広報・啓発事業に引き続き、取り組んでいきます。
- ④ 「平和意識普及推進事業」及び「平和館管理運営事業」については、平和の意義や大切さを考える時宜に合った企画を実施することなどにより、引き続き、質的な成果の実現に向けて取り組んでいきます。

【今後の方向性区分】

I 効果的な事業構成である(現状のまま継続する)、Ⅱ 概ね効果的な構成である(一部見直し等の余地がある)

Ⅲ あまり効果的な事業構成でない(見直し等の余地が大きい)、Ⅳ 事業構成に問題がある(抜本的な見直し等が必要である)



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市